


三重テラス MIE TERRACE **たより**
東京・日本橋
三重テラスより
毎月お届けします!



三重テラス2階の多目的ホールでは、市町等が企画する多彩なイベントを開催しています。平成26年度も東海道関宿(亀山市)、伊賀忍者、銚子川(紀北町)、真夏のイベント「鈴鹿8時間耐久ロードレース」などをテーマに、三重の自然や歴史とともに「旬」の魅力を発信しています。

問い合わせ先
三重県営業本部担当課
三重テラス駐在
☎ 03・5542・1035

三重テラス

地域の魅力を
ご紹介!!

Let's みえ旅

マリーナ河芸で津の海を満喫!

夏休みはやっぱり海!津市のマリーナ河芸は、海水浴はもちろん、カヤックやヨット体験も楽しめる、伊勢湾で最大級のマリーナ施設です。マリンスポーツのほかに、も地引網体験や干潟観察などを開催しているので、子どもの学びにもピッタリです。詳しくはマリーナ河芸 ☎059・24455001まで。




たっぷり遊んでお腹がすいたらレストランへ!
おすすめは海鮮バーベキュー!



みえ旅パスポートを忘れずに!
スタンプがもらえます。



ホームページもご覧ください。
☎ <http://www.marina-kawage.co.jp/>

問い合わせ先
雇用経済部 観光・国際局 観光政策課
☎ 059・224・2077 FAX 059・224・2482

実はそれ、
ぜんぶ三重
なんです!

三重県観光キャンペーン
2013.4~2016.3

「動物の愛護及び管理に関する法律」に違反すると、懲役や罰金に処せられます。(第44条)

(例)
動物をみだりに殺したり傷つけたりした者
→2年以下の懲役または200万円以下の罰金
動物を遺棄した者
→100万円以下の罰金



詳しくは、環境省のホームページをご覧ください。
☎ http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/aigo.html

虐待や遺棄の禁止

みんなで創る
人と動物の共生社会

**動物を捨てること
虐待することは犯罪です!**

「動物の愛護及び管理に関する法律」では、動物の飼い主の責任として、動物がその命を終えるまで適切に飼育することが定められています。飼えないからと動物を捨てること(遺棄)は、動物にとって危険で、飢えや乾きなどの苦痛を与えるだけでなく、近隣住民の迷惑となります。

動物虐待とは、動物を不必要に苦しめる行為で、正当な理由なく動物を殺したり傷つけたりすることだけでなく、十分な餌や水を与えないなど世話を怠ったり、ケガや病気の治療をせずに放置したりする行為も含まれます。

動物の命にも尊厳を持って、大切に飼育しましょう。



問い合わせ先
健康福祉部 食品安全課 ☎ 059・224・2359 FAX 059・224・2344 ✉ shokusei@pref.mie.jp
☎ <http://www.pref.mie.lg.jp/SHOKUSEI/HP/animal/>